

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
43	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	保安林に関する事務の権限移譲	林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	国有林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(築堤等)の完了に伴い法第26条の2第1項により保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事に重複することになり、事務が繁雑となる。国道の新設や改良で保安林の解除が必要な場合(公益上の理由)で、かつ県知事権限で解除可能なケースであっても、用地買収並びに分筆登記して国(国土交通省)の所有物となった後は、林野庁が管理する国有林で無いのにもかかわらず、当該保安林の解除が農林水産大臣(林野庁)権限とされている。本来権限委譲等がなされている保安林そのものには何ら変わりがないことから、是正を強く求めたい。公共事業の道路工事において、国土交通省が所有する保安林を解除しようとする場合、保安林の種類や重要流域にかかわらず農林水産大臣の承認を必要とするため、権限移譲により保安林解除事務の効率化及び迅速化が図られる。	解除権限の一元化により、一事業区域を都道府県が一括して審査することが可能となり、事務処理の効率化が期待できる。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、愛媛県、高知県		岩手県、宮城県、栃木県、千葉県、新潟県	<p>○当県でも県道改良工事に伴う、なだれ防止保安林の解除において、国有林(国交省所有)と民有林が混在していたため、大臣権限と知事権限の事務手続を要した事例あり。</p> <p>○国が行う高速道路(圏央道)事業に伴う保安林解除案件を控えているが、国の用地買収のタイミングにより権限が知事になるか大臣になるか決まるため、調整が必要となり、事務が煩雑になってしまっている。</p> <p>○国道の新設・改良で保安林の解除が必要な場合、用地買収並びに分筆登記後は、国有林(国土交通省所有)となるため、保安林解除の権限が知事権限であったケースも農林水産大臣権限となってしまう、解除までに時間を要する。事務処理の効率化を図るために、林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限を都道府県へ委譲していただきたい。</p> <p>○森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行い、森林法第26条では、農林水産大臣が指定解除を行うこととなっていることから、国有林は、農林水産大臣が指定解除を行うことになる。国有林のうち、林野庁所管外の国有林(国土交通省所管など)は、公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多く、また、実質民有林と同様に県において管理されていることから、民有林と同じく知事権限により指定解除を行うほうが、適切な事務処理を行うことができる。また、保安林解除の申請書を提出してから事業に着手できるまでの期間は、大臣権限であれば約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で着手することができ、事業の迅速化に付与することができる。以上のことから、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定・解除の大臣権限の一部について、県への移譲を求める。</p> <p>○本県においても水害防備保安林において、護岸工事を実施した際に、法第26条の2第1項により保安林を解除を行うにあたって、林野庁以外が所管する国有地は、県知事権限で解除可能なケースであっても、農林水産大臣(林野庁)権限となり、農林水産大臣と都道府県知事に重複することとなった。本来権限委譲等がなされている保安林そのものには何ら変わりがないことから、事務の効率化、迅速化の観点から本県においても同様に是正を求めたい。</p> <p>○林野庁所管以外の国有林は、民有林保安林台帳により管理されており、保安林解除の手続きを行うために、事業用地として部分的に分筆し国有化された土地を区別しなければならず、事務が煩雑となる。</p>
44	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	保安林に関する事務の権限移譲	公益上の理由により必要が生じたときに保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	道路の開設・改良をはじめとする公共事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資することも多いにも関わらず、重要流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の一体性が損なわれている。	公共事業実施者による申請事務の効率化と解除手続の迅速化が図られることで、事業の早期着手が期待できる。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、高知県		栃木県、長野県	<p>○当県では、農林水産大臣権限の保安林が90%以上を占めているため、道路の新設・改良をはじめとする公共工事に伴う保安林解除についてもほぼ農林水産大臣権限である。解除までに時間を要するため、保安林部分の工事着手に遅れが出る等の支障が出ている。公益上の理由による保安林解除の権限を都道府県へ委譲することで、解除手続の迅速化が図られ、事業の早期着手が期待できる。</p> <p>○本県では重要流域に該当するため1～3号保安林については農林水産大臣権限となっており、進捗から予定通知まで相当の期間を要している。都道府県知事に権限を委譲したとしても、保安林の解除は各種法令等に即して行われることから、問題は生じないと考えられる。</p> <p>○当県は、平成29年度において同様の内容で提案したが、新たな支障事例がないということで検討の対象外とされた。既開設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事や線形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手、地域住民の利便性向上につなげるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべき。現状では、工事着手までに申請書提出以前の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。1号～3号保安林については、受益が広範囲となり国土保全機能の根幹部分であることは理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要不可欠である。平成26年度の提案に対して、一級河川を擁さない重要流域においては流域全ての県と国の協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが閣議決定されたが、重要流域内は従前のとおりとなっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
123	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市町村主体の産業用地創出事業における4ha超農地転用手続の規制緩和	市町村が主体となり産業用地を創出する場合に、4ヘクタールを超える農地転用に係る国との協議を不要又は報告とする。	地方発展のエンジンとなる企業誘致は、時機を逃さないことが鉄則である中、現状では、4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発を行うおとした場合、自治事務である農振除外の段階から、事実上の国の関与が認められるとともに、国の担当者による見解の違いや人事異動のたびに話が撤出しに返るケースが散見されるなど、国との協議調整に多大な時間と手間を要している。また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができず、地域振興の多くの好機を喪失している。一方、手続に不測かつ多大な時間を要する現状は、気候変化による売れ残りリスクを増加させる要因ともなっており、高速道路/インターチェンジ周辺等に開発適地があっても、農地が存在する場合は手が付けられないのが実情である。市町村主体の産業用地開発事業の場合、一定の確実性・計画性等が確保されるとともに、農振除外・農地転用にあたって、都道府県との関与もあるため、国が懸念する虫食いの・無秩序な開発の懸念は小さい。農村産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、また、予め用地を用意し、積極的な企業誘致を行うケースについては対応ができないなど、地域の実情に応じて、自らの決断でまちづくりを進めようとする市町村にとって、4ヘクタールを超える農地転用の国の規制・関与が、大きな障壁となっている。	①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保 ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減 ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善 ②持続的発展の流れの創出 ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止 ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食いの優良農地の開発等を防止 ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出 ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なベースでの産業用地の提供が可能 ・雇用創出により若者の転出の抑制、還流の促進、農村集落の活性化	農地法附則第2項	農林水産省	岡山県、兵庫県		岩手県、山形県、神奈川県、岐阜県、大垣市、豊田市、奈良県、鳥取県、井原市、徳島県	<p>○市町村等が4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発事業を行う場合に、国との協議等、転用手続きに多大な時間を要する現状から、企業からの引き合いに対して適切に産業用地を提供することができず、企業誘致の好機を逃してしまうという事例が見込まれる。</p> <p>○類似の計画を予定しており4haを超えるような産業用地を検討しているため、今後、国の協議が控えていることを考えると、迅速な団地形成に至らないことが予想され、企業ニーズに対応できない恐れがある。</p> <p>○本県において、支障事例はないが、今後、工業ゾーン創出プロジェクトを進めている中で、同様の事例が発生することもあり得るため、市町村が主体となる場合で、産業用地創出・企業誘致の蓋然性が高い場合等は、4ha超の農地転用にかかる国協議を不要、報告とすることは必要と考える。</p> <p>○支障あり</p> <p>農振除外時の国協議を経た後、農転の国協議までかなりの時間を要する。その原因として、例えば、国担当者の異動等により、事業計画について再度説明を求められるなど、二度手間ともいえる時間を要した。</p> <p>また、協議に要する期間が長期に渡ることで二次的に派生した問題として、所有者の死亡等状況の変化が生じ、手続き等にかなりの労力が必要となった。</p> <p>○企業が興味を示すような開発適地があっても、適地内に優良農地が存在する場合は農振除外等の関係で手が付けられず、企業立地の好機を逃しているのが実情である。優良農地の中には休耕地もあり、土地の有効活用ができていない。</p> <p>○4haを超える農地転用の国との協議は、農地法附則第2項により「当分の間」との位置づけであり、今後いつ終了してもおかしくない暫定的な措置であるため、速やかに不要または報告とすることに異論はない。</p> <p>○現状では、4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発を行うおとした場合、自治事務である農振除外の段階から、国との協議調整に多大な時間と手間を要している。また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができない。</p> <p>一方、手続に不測かつ多大な時間を要する現状は、高速道路/インターチェンジ周辺等に開発適地があっても、農地が存在する場合は手が付けられない。</p> <p>農村産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、市町村にとって、4ヘクタールを超える農地転用の国の規制・関与が、大きな障壁となっている。</p> <p>○本県においても提案事例と同様のケースが多数生じており、企業誘致の大きな支障となっている。</p> <p>また、本県では、産業用地の創出を目的とし、平成28年に市街化調整区域のインターチェンジ周辺などへの工場立地を認める特例的措置を定めたが、「農用地区域内農地」における農振除外が障壁となり、実際の運用に結びついていない。</p> <p>○農振除外の際に、国との協議調整に多大な時間を費やし、企業誘致の機会を失う原因となる。</p> <p>○第5次地方分権一括法により、平成28年4月より4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、国との協議を付した上で、都道府県知事、指定市町村長に移譲されたところである。</p> <p>市町村からは、地域の発展と雇用創出のために政策的に実施する企業誘致のための農振除外、農地転用については、規制を緩和するよう要望があることから、国において早期の検討を図られたい。</p> <p>○産業集積が進む地域においては、造成済産業用地の残余面積が乏しくなっており、今後の新規立地や既存企業の業容拡大に備えた新たな産業用地の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>上記の状況を受け、複数の市町村において農地転用による産業用地(4ha超)の整備を検討しているものの、あらかじめ事業者の立地ニーズを詳細に踏まえた上で迅速な整備を行う「オーダーメイド型造成」において求められるスピード(企業の立地計画が固まってから操業開始に至るまでの期間の短さ)と比較し、農振除外に係る国との協議調整に要するスピードは極めて遅く、必要なタイミングで必要な面積の産業用地が提供できない可能性が高いことが懸念されている。</p> <p>また、農村産業法や地域未来投資促進法を活用した農振除外においては、事業者の立地ニーズを踏まえた用地面積の確定が求められているが、事業者にとっては用地造成前に立地規模その他の投資計画の詳細を固めるのは非常に困難(=投資計画の確定と着手がほぼ同時となる事業が大半)であり、産業用地の整備を検討している市町村においては、農振除外の決定を受けるのが極めて困難であるとして事業者手による二の足を踏む事例もある。</p> <p>実際、県内においては、将来の産業集積も見据えて4ha超の産業用地の整備を志向したものの、特定の事業者の立地スケジュールに応じて速やかに整備を行うため、やむを得ず国の同意を要しない4ha以下での整備を選択した市町村もある。</p> <p>このような状況を打破し、市町村が地域の実情に応じて自らの判断で産業用地の整備を迅速に進めることができるよう、国との協議を不要とし、又は報告をもって代えることとするとともに、個別の企業の具体的なニーズによらずとも企業立地動向の調査分析等に基づいて必要面積を設定することができるよう、スキームを改める必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
124	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「農用地区域内」の農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする	農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする。	土地改良事業完了後8年未経過の水路の受益地となっているため、「農用地区域内農地」からの除外ができず、当該地を転用することが困難な状況にある工業団地の拡張計画がある。 過去の提案募集に対する農水省の回答では、農村産業法及び地域未来投資促進法の活用を求められているが、いずれの法律を活用するにしても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含む場合、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定に当たって、地域未来投資促進法では基本計画策定に当たって、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められている。工業団地整備後、公募により立地事業者を決定する計画のため、団地整備着手前には事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。また、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、8年未経過の受益地について「農用地区域内農地」からの除外を可能としても、全体の事業効果に大きな影響を及ぼさないと考えられる。	①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保 ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減 ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善 ②持続的発展の流れの創出 ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止 ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食いの優良農地の開発等を防止 ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出 ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なペースでの産業用地の提供が可能 ・雇用創出により若者の転出の抑制、還流の促進、農村集落の活性化	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	岡山県、兵庫県		岩手県、花巻市、山形市、神奈川県、滑川市、大垣市、奈良県	○本市においては、土地改良区による排水路の補修事業が国の「国営施設応急対策事業」を活用し、実施されることとなっている。国の見解では、「国営施設応急対策事業」が土地改良事業との判断であり、排水路の受益地(ほぼ市全域を網羅)において農振除外の規制がかかることとなる。 また、本市は、人口1,000人当たりの工業出荷額が県下一であるなど、企業立地が盛んであるが、様々な業種の企業が進出するなかで、その都度、必要な協議をしながら立地するものであり、あらかじめ立地ニーズを確定し、規模や目標を定めることは難しく、農村産業法や地域未来投資促進法の活用は馴染まないものと考えている。 このことから、本市が地方創生・農村地域の人口増加に取り組んでいるなかで、農用地区域の除外要件の規制を受けることにより、商業の進出や宅地造成等の新たな土地利用に支障が出ており、市勢や経済の発展に大きな影響があるものと懸念しており、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、排水路が整備事業完了から8年を経過していなくても当該農地を農用地区域内から除外できるよう見直しを求める。 ○8年未経過の緑的整備事業ではないが、緑的整備事業の土地改良事業実施中の受益地への沿道施設開発が行えない事例あり。民間開発のために、土地改良事業の計画変更を行えるのかを含め県と協議している。 ○本県において、支障事例はないが、今後、工業ゾーン創出プロジェクトを進めていくうえで、同様の事例が発生することも考えられることから、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の土地を除外可能にすることは、必要と考える。 ○県内では、川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資がみられるが、市内の産業団地分譲率は94.4%に達しており、こうした設備投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくことが困難な状況となっている。そこで、産業団地の拡張・造成を検討しているが、候補地に農業振興地域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域から除外する必要がある。 その際、個別具体的に立地企業の規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等について決定している必要があると認識しているが、事業者にとっては産業団地造成前にこれら要件を決定することはハードルが高く、結果的に農業振興地域から除外が困難な状況となっている。 ○土地改良事業完了後8年未経過の水路の受益地となっている農地は、「農用地区域内農地」からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。 農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用するにしても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含む場合、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定に当たって、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められており、工業団地整備後に公募により立地事業者を決定する計画の場合、整備着手前には事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。 また、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、全体の事業効果に大きな影響を及ぼさないと考えられることから、農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする措置を求める。 ○本県においても提案事例と同様のケースが多数生じており、企業誘致の大きな支障となっている。 また、本県では、産業用地の創出を目的とし、平成28年に市街化調整区域のインターチェンジ周辺などへの工場立地を認める特例的措置を定めたが、「農用地区域内農地」における農振除外が障壁となり、実際の運用に結びついていない。 農地所有者が高齢の場合などには、農業生産基盤整備事業完了後、8年未経過でも、農業の継続自体が難しくなる場合もあり、農振除外要件の緩和は必要と考える。 ○農地の改良等公共投資の効用が十分に発揮されるため、一定期間、開発行為等を制限することはやむを得ないことから、意見なし。
182	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が地方自治体から委託を受け農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額になってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。	土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。	・農地法第5条第2項第3号 ・農地法施行規則第57条第5号ナ	農林水産省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県		山形市、群馬県、城陽市、枚方市、大村市、宮崎市	○事例のように、市が道路、河川等の土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため、農地等を取得する場合は転用許可は不要であるが、土地開発公社が委託を受けて用地の取得等を行う場合は転用許可が必要となる。市農業委員会では県からの権限移譲を受けてはいるものの、土地開発公社の転用許可申請から許可まで相当の期間を要することとなる。 ○土地開発公社が自治体からの依頼に基づき事業用地を先行取得する場合は、自治体が自ら事業用地を取得する場合と、その性質は何ら変わることはないため、農地法の適用除外については、自治体と同様の取扱いを行うことが適当であると思われるため提案に賛同する。 ○公共事業であるにも関わらず、土地開発公社の用地取得は許可を要していることから、複雑化、緩慢化させている。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支障事例		
236	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3箇月という標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、標準処理期間の定めはないものの、遅延から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。 加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、現地の状況を説明するための詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。 この点について、設立から7年が経過し、農林水産振興を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。 したがって、複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限を関西広域連合に移譲すべきである。 なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保安や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	現在、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」こととされており、1～3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することが可能となっている。そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。 平成27年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」とされているが、これは、権限と責任が地方公共団体になくとも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくことが可能となる。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合				
239	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の権限等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せざるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合				

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
314	A	権限移譲	農業・農地	農業振興地域整備計画の変更に係る知事同意の撤廃	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定をしなければならず、策定・変更にあたっては知事に同意を得る必要があるが、一定規模面積以下の農業振興地域については、農地転用許可権限の委譲と同様に、農振除外の知事同意を撤廃する。	<p>【支障事例】</p> <p>現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の就労人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用が速やかにできない状況である。</p> <p>そうした中で、地域が責任をもって判断し、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、農業経営や食料生産数量を考慮しつつ、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンパクトシティを推進する必要がある。</p> <p>以上のことから、積極的に農振除外を進める必要があるが、農振除外に伴う農業振興地域整備計画の変更にあたり、都道府県知事同意に時間を要している。</p> <p>【参考】</p> <p>政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年からは国策であった国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。</p> <p>さらに国からの米の直接支払交付金がなくなるなど、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るというのは地域の実情に即していないと思われる。</p>	農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定によると都道府県知事に協議しその同意を必要とあるが、農林水産大臣が指定する市町村に対して、地域の実情がニーズに応じた土地利用をすすめるためには、一定規模の面積では、農振の除外を農地法と農振法が同等レベルの権限移譲をする事で、将来にわたる農業経営、食糧生産、農村計画との迅速な調整が可能となると考えられる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農林水産省	見附市		花巻市、須賀川市、蓮田市、魚沼市	<p>○法第13条第2項による農業振興地域整備計画の変更、いわゆる「農振除外」にあたっては、法第8条第4項を準用し、都道府県知事からの同意を得なければいけないこととなっている。</p> <p>また、法第11条により、当該計画の変更案について、おおむね30日間の縦覧に供した後に、意義申出の期間を15日設けなければならないこととなっている。</p> <p>都道府県知事の同意を得るにあたっては、事前協議の後に同意協議となり、2度の協議が必要となることから時間を要する。また、先述したとおり、公告縦覧等におおむね45日間要するため、「農振除外」の受付から認可に至るまでには、非常に長い時間を必要とすることとなる。</p> <p>当市は雪国であるため、「農振除外」の認可時(当該地が農地であれば農地転用許可時)が冬季間であること、事業計画通りの工事等が施工出来ない状況に陥ることもあるため、「農振除外」については、より一層の迅速化が求められているところである。</p> <p>さらには、県の状況によっては、協議等に係る時間が著しく長くなることもあることから、「農振除外」における都道府県知事の同意の撤廃を求める。</p> <p>○農振除外の際、県知事同意に至るまでの事前協議に多大な時間を要しており、市民のニーズに対応できていないことから、知事同意の撤廃を求める。</p> <p>○地方都市では、大都市への人口流出を防ぐために、住宅の用地として農地の土地利用のニーズが高まっている。</p> <p>現状では、農業振興地域整備計画の変更について県知事同意が必要であり、農地転用許可の権限移譲を受けても、実質的には時間の短縮や事務軽減が図られず、地域の実情に応じた速やかな土地利用ができないため、一定面積以下の農振除外については県知事同意を撤廃する必要性があると考ええる。</p> <p>○農業振興地域整備計画の変更については、優良農地確保の観点から、国、都道府県、市町村が相互に協力して、国土資源の利用調整に取り組んでいるものであり、国及び都道府県の関与は一定必要であると考えている。</p> <p>○農地転用許可については指定市として権限移譲を受けており、事務処理の迅速化や地域の実情に応じた土地利用について権限移譲の効果が出てきている。ところが農振農用地については農振除外が必要となり、農業振興地域整備計画の変更について事前相談を含めた知事同意にかなりの時間を要している。</p> <p>市町村も優良農地確保の必要性は十分に理解しており、優良農地確保の目標を定め、農地転用許可について適正な事務を行うと認められたため農地転用許可の指定市として権限移譲を受けることができた。農振除外の現行制度については事務処理の迅速化からはほど遠く、土地利用についても少なからず都道府県の意思が出てしまい、地方分権に逆行していると考ええる。</p> <p>○農地転用許可の権限移譲をしている市町村については、問題ないと考えられるが、権限移譲していない市町村の場合には、農振除外時の転用許可の可否に齟齬がでると、事務処理に支障を来す恐れがある。</p> <p>○農振除外については、県の基本方針により「確保すべき農用地等の面積目標」が定められていることから、現状の面積を減少させる除外に対して、県の同意を得ることは困難で、地域の状況に応じた農地の確保を地域協議会で検討し、営農困難とした農地を除外するにあたっては、農地の確保が先行し地域の意向が反映できない状況にある。</p> <p>地域の営農状況、圃場の条件は様々で、既存の農地を全て維持することは今後不可能であり、地域の判断により、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、優良農地の確保と、農地以外への土地利用の流動化を推進する必要がある。</p>